

# 人妻ゆゑにわれ恋ひめやも

西 島 恵 美 子

-

人妻との交渉は、古代の法制において、どのように取り扱われていたか。『律令』には次のような条文がある。

- (A) 凡<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>議者祖父母。父母。伯叔。姑。兄弟。姉妹。妻子。姪。孫。若五位及<sub>レ</sub>勲四等以上。犯<sub>レ</sub>死罪<sub>二</sub>者上請。請<sub>レ</sub>罰<sub>二</sub>。条<sub>二</sub>其所犯及<sub>レ</sub>處<sub>二</sub>之狀<sub>一</sub>。正<sub>二</sub>其刑名<sub>一</sub>奏請。流罪以下。減<sub>二</sub>一等<sub>一</sub>。其犯<sub>二</sub>八虐<sub>一</sub>。殺<sub>レ</sub>人。監守内奸<sub>二</sub>他妻妾<sub>一</sub>。盜<sub>レ</sub>。略<sub>レ</sub>人。受<sub>レ</sub>財枉法者。不<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>此律<sub>一</sub>。
- (B) 全犯<sub>二</sub>奸<sub>一</sub>。謂<sub>二</sub>奸<sub>一</sub>他妻妾<sub>二</sub>及<sub>レ</sub>母<sub>二</sub>和<sub>一</sub>者。盜<sub>レ</sub>。略<sub>レ</sub>人。受<sub>レ</sub>財而不<sub>レ</sub>枉<sub>二</sub>法<sub>一</sub>並<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>斷<sub>一</sub>處以上。若犯<sub>二</sub>流徒<sub>一</sub>。獄成逃走。祖父々母々。犯<sub>二</sub>死罪<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>囚禁<sub>二</sub>而<sub>レ</sub>作<sub>一</sub>業<sub>二</sub>。及<sub>レ</sub>婚娶者。免官。罰<sub>二</sub>。二官並免。降所不至者。聽留。
- (C) 凡<sub>レ</sub>奸<sub>二</sub>者徒一年。有<sub>レ</sub>夫者徒二年、強者各加<sub>二</sub>一等<sub>一</sub>。
- (D) (名例律第一・19)
- (E) (名例律第一・22)
- (F) (名例律第一・28)
- (G) (戸令第八・28)

るが、この減刑が認められない罪状の中に、八虐、殺人等と並んで「奸<sub>二</sub>他妻妾<sub>一</sub>」が含まれている。

(B) は免官すべき諸罪についての規定である。その最初に「奸」それも「奸<sub>二</sub>他妻妾<sub>一</sub>」という罪状が挙げられている。

(C) では、未婚女性に通じた場合は徒(懲役)一年であるのに対し、「有<sub>レ</sub>夫者」即ち人妻に通じた場合には徒二年と、刑が重くなっている。

(A)(B)(C)は人妻に通じた男の側の処罰規定であるが、人妻の側、夫以外の男に通じた女の側にも嚴罰が定められていた。

(D) 凡<sub>レ</sub>棄<sub>二</sub>妻<sub>一</sub>。順<sub>二</sub>有<sub>二</sub>七出<sub>一</sub>之狀<sub>二</sub>。一無<sub>レ</sub>子。二淫汰。三不<sub>レ</sub>事<sub>二</sub>舅<sub>一</sub>。姑<sub>二</sub>四口舌。五盜竊。六妬忌。七惡疾。皆夫手書棄之、与<sub>レ</sub>尊屬近親<sub>二</sub>同署<sub>一</sub>。若不<sub>レ</sub>解<sub>レ</sub>書。畫<sub>レ</sub>指為記。妻雖<sub>二</sub>有<sub>二</sub>棄<sub>一</sub>狀<sub>二</sub>。有<sub>二</sub>三不<sub>レ</sub>去<sub>一</sub>。一經持<sub>二</sub>舅<sub>一</sub>姑<sub>二</sub>之喪。二娶時賤後貴。三有<sub>レ</sub>所<sub>二</sub>受<sub>一</sub>無<sub>レ</sub>所<sub>二</sub>婦<sub>一</sub>。即犯<sub>二</sub>義絕<sub>一</sub>。淫汰。惡疾。不<sub>レ</sub>拘<sub>二</sub>此令<sub>一</sub>。

(A) は天皇の裁決を申請する条で、流罪以下は一等の減刑がなされ

これは、夫の一方的な意志によって離婚できる事由(七出)につ

いての条文である。その二番目に「淫泆」即ち姦通が挙げられている。この「七出」と同時に「三不去」という離婚できない三つの事由が挙げられ、妻の立場を救っているが、妻が「淫泆」を犯した場合、この三不去の適用を受けないことも明記されている。

実際にこのような法律が適用された例として、『続日本紀』の記事がある。

自「天平十二年六月十五日戌時」以前大辟以下。咸赦除之。兼

天平十一年以前公私所負之稻。悉皆原免。其監臨主守自盜。々

所監臨。故殺人謀殺人殺乾。私鑄錢作具既備。強盜竊盜。奸

他妻。及中衛舍人。左右兵衛。左右衛士。衛門府衛士。門部。

主帥。使部等。不<sub>レ</sub>在赦限。

これは天平十二年六月十五日の大赦の記事であるが、末尾に「不

在赦限」と、大赦から除外された罪状の中に「奸他妻」が含まれている。

## 二

文学の領域ではどうであったか。万葉集の「人妻」を詠んだ歌（以下「人妻の歌」とする）に次の二首がある。

1 あすの上に駒を繋ぎて危ほかど人妻児ろを息に我がする

(14・三五三九)

2 あすへから駒の行このす危はとも人妻児ろをまゆかせらふも

(14・三五四一)

いすれも、「あす」即ち崖つぶちに駒を繋いで危い、そのよう

人妻への恋は危険なものであるけれども、私は命がけであなたを想うという趣旨である。ここに、「危し」という語が使用されている

ことを注目しなければならない。形容詞「危し」は集中この二列以外に用例のない語である。万葉集においては人妻に対する恋についてのみ「危し」と言っているのである。「危し」は、人妻に対する恋の危険性をもっとも端的に示す語であったと認められる。

又、「大納言兼大將軍大伴卿の歌一首」として、

3 神木にも手は触るといふをうつたへに人妻といへば触れぬ

のかも  
(4・五一七)

という歌があり、「人妻」に「神木」が対置されている。

うまさけを三輪の祝が斎ふ杉手触れし罪か君に逢ひかたき

とあるように、神木に手を触ることは恐ろしい罪を犯すことであつた。

ところが大伴卿の歌では、その神木にさえ手を触れることがある

というのに、人妻といえば触れることができないのだろうかと嘆いており、人妻に触ることは神木に触ることと同様に、いやそれ

以上の禁忌であったことを示唆している。

更に、高橋虫麻呂の長歌からも同様の事がうかがえる。

4 鶯の住む 筑波の山の 裳羽服津の その津の上に 率ひて

娘子壯士の 行き集ひ カガフ唄歌に 人妻に 我も交はら

む 我が妻に 人も言問へ この山を うしはく神の 昔よ

り禁めぬ行事ぞ 今日のみは めぐしもな見そ 事も咎むな

(9・一七五九)

唄歌は東の俗の語にかがひと曰ふ

「人妻に我も交はらむ 我が妻に人も言問へ」、「今日のみは」「この山をうしはく神の 昔より禁めぬわざ」として黙過されると

いう。このように、唄歌という特定の日に限って人妻との交渉は公認されている。これは取りも直さず日常的には人妻との関わりが厳しい禁忌であったことを示すものである。

## 三

人妻が不可侵であった以上、仮に人妻との関係が生じても、それはあくまで当事者のみの秘め事であったはずである。にも拘らず、万葉集では人妻への思慕が公然と歌われている。

佐竹昭広先生は、「覆る」という海上の忌言葉や、森本健吉氏の指摘した「死ぬ」という忌言葉が、恋の歌のなかでは使用されることに注目され、「恋愛抒情詩なればこそ許される用法だった」といわれる。

忌言葉と知りつつ、これを侵犯し、禁忌そのものを蹂躪して見ることによって、恋の表出は、はじめて相手をはげしく衝き動かす。〔海路の歌二首〕〔万葉集抜書〕

人妻の歌も、同様の観點から考えができるのではないだろうか。人妻への恋が禁忌であったからこそ逆に人妻への思慕が歌わているのだと。恋の相手が人妻であるとき、その恋は重い罪悪感を背負い、切迫した危機感を伴う。その重圧と緊迫の中で、それでもなお愛さずにはいられないという、激しい恋情の表白となるのではないか。

禁じられた恋であったからこそ、人妻は激しい恋情をこめて歌に歌われた。次の三首は、人妻の歌がいかに激越であったかを証明する好例である。

5 おはろかに我し思はば人妻にありといふ妹に恋ひつつあらめ

や  
6 憶ましけ人妻かもよ漕ぐ舟の忘れはせないや思ひ増すに  
(14・三五五七)

7 息の緒に我が息づきし妹すらを人妻なりと聞けば悲しも  
(12・三一五)

## 四

ところで、人妻の歌には、「人妻ゆゑに」という、「人妻」に接続助詞「ゆゑに」がついた例が四例ある。

皇太子の答ふる御歌

8 紫のにはへる妹を憎くありば人妻ゆゑに我恋ひめやも

9 あからひくしきたへの児をしば見れば人妻故に我恋ひぬべし  
(1・一一)

10 榛の上に来居て鳴く鳥目を安み人妻故に我恋ひにけり  
(12・三〇九三)

11 うちひさす宮道に逢ひし人妻故に玉の緒の思ひ乱れて寝る夜  
しそ多き  
(10・一九九九)

12 うちひさす宮道に逢ひし人妻故に玉の緒の思ひ乱れて寝る夜  
しそ多き  
(11・二三六五)

接続助詞「ゆゑに」は、「契機・原因を示し、順接関係をあらわす」他に、「逆接的な関係のくみとられる場合」もある。注<sup>2</sup>

集中の「ゆゑに」の用例を点検してみると、

千沼の海の浜辺の小松根深めて我恋ひ渡る人の児故に  
(11・二四八六)

あしひきの山川水の音に出でず人の児故に恋ひ渡るかも

(12・三〇一七)

海原の路に乗りてや我が恋ひ居らむ大舟のゆたにあるらむ人

と思う。

の児故に (11・二三六七)

にみえる「人の児」をはじめ、

験なき恋をもするか夕されば人の手まきて寝らむ児故に

(11・二五九九)

すずき取る海人の燈火よそにだに見ぬ人故に恋ふるこのころ

(11・二七四四)

朝霧のおほに相見し人ゆゑに命死ぬべく恋ひ渡るかも

(4・五九九)

のよう、相手が自分の思い通りにならない存在であるにも拘らず、恋せずにいられない場合に、「ゆゑに——恋ふ」という類型表現が用いられている。これらの「ゆゑに」は、原因・理由ではなく、多分に逆接的な意味を含んでいる。

「人妻ゆゑに」は、恋してはならない、恋してもどうにもならない女性であるのに、恋せずにいられないと解釈するのが妥当であろう。このような逆接的文脈は、恋歌の激越性という点からも有効に働いている。

三〇一三「人妻妬尔」、一二三六五「人妻妬」二四八六「人子妬」三〇一七「人之子妬」と本文にみえる「妬」という文字表記について、木村正辞は次のようにいいう。

……人妻の我おもふまゝならぬを、ねたくおぼゆる意をもて、かける文字なるべして、さるによりて人子始また人妻妬とある所にかぎりて、たゞにゆゑといふべき所に用ゐたるはなき也、

(『万葉集訓義弁証』下巻)

## 五

12 もみち葉の過ぎかてぬ児を人妻と見つつやあらむ恋しきもの

を (10・二二九七)

第五句「恋しきものを」は、集中他に五例あるが、「ものを」を詠嘆に使つた、家持の

古よしのひにければほととぎす鳴く声聞きて恋しきものを

(18・四一十九)

を除く四例すべてが、

白真弓いま春山に行く雲の行きや別れむ恋しきものを

(10・一九二三)

何故か思はずあらむ紐の緒の心に入りて恋しきものを

(12・二九七七)

のよう逆接的意味に用いられている。当歌の「恋しきものを」も、逆接的な用法と思われる。

「人妻ゆゑに」「恋しきものを」など、人妻への恋と逆接的文脈とは、相乗作用をなして、その恋歌を激越なものにしている。

## 六

これまで十二首の人妻の歌をみてきたが、万葉集には、こうした人妻の歌が全部で十四首採録されている。残る二首は、

13 人妻に言ふは誰が言さ衣のこの紐解けと言ふは誰が言

〔妬〕の字に嫉妬の意味を読み取る木村説は極めて魅力的である

(12・二八六六)

14 人妻とあせかそを言はむ然らばか隣の衣を借りて着なはも

である。

13の歌は、人妻の歌の中で、唯一女の歌であり、自分で自分の事を「人妻」と言つてはいる。自ら「人妻」と称することは、自分が本当に人妻である場合に限らず、男からの求愛を拒否する口実としても用いられたと想像される。人妻でもないので、私は人妻だと言つて拒絶する場合も十分あつたであろう。

14の歌は、女から拒否された男の歌と解することができる。「人妻とあせかそを言はず」とは、「人妻だと、なぜ人妻という話題を出すのか」という抗議であるから、13の「人妻」と同様、当歌でも、「人妻」が拒否を意味することを示している。

このような例は、催馬楽の「東屋」、

東屋の 真屋のあまりの その 雨そぞぎ 我立ち濡れぬ 殿  
戸開かせ 銀も 銀もあらばこそ その殿戸 我鎖さめ おし  
聞いて来ませ 我や人妻  
「戸を押し開いておいでなさい、私は人妻ではありませんから」と、人妻ではないと言つて男を誘う表現と表裏をなしている。

## 七

万葉集の人妻の歌は、人妻との恋愛が、社会的・倫理的な禁止事項であるため、反対にかえつて情熱的な恋の歌となつていていることを見てきた。

ここで注意したいことは、万葉集人妻の歌十四首中、3の大伴卿の歌、4の高橋虫麻呂の歌、8の大海上皇子の歌の三首を除く十一首が作者未詳歌だということである。三首のうち、4の虫麻呂の歌

## (14・三四七二)

は、「筑波嶺の煙歌会」という特殊な習俗を詠んだものであり、勿論、虫麻呂自身の恋ではない。

作者未詳歌に圧倒的に多い人妻の歌が、大海人皇子といふ皇族によつて公然と歌われたのは何故だろうか。

額田王と大海人皇子との贈答歌は次の通りである。

天皇・蒲生野に遊観する時に、額田王の作る歌

あかねさす紫野行き標野行き野守は見ずや君が袖振る

皇太子の答ふる御歌

紫のにはへる妹を憎くあらば人妻ゆゑに我恋ひめやも

紀に曰く、「天皇の七年丁卯の夏五月五日、蒲生野に縦獵す。ここに、大皇帝・諸王・内臣また群臣・皆悉從<sup>3</sup>ぶ」と

いふ。

かつては、この贈答歌に天智天皇、大海人皇子、額田王の深刻な三角関係を読み取り、さらには壬申の乱の遠因かなどと推測されていたが、現在では、宴席の歌、座興の歌となる説が優勢である。  
特に西郷信綱氏の捉え方はもつとも重要であると思う。

つまりこれは五月五日の薬漿の時の唱和の歌なのである。この獵で、男は鹿を狩り女は薬草を採つて食し、邪氣を払うとしたのだが、当時は行粧をつくし華美を競う遊楽行事であったらしく、蒲生野の時も近江朝の諸王廷臣宮女らが加わった。五月をうたつた『かきつばた衣に摺りつけ丈夫のきそひ獵する月は來にけり』(十七・三九二一)といふ作が家持にもある。額田王と大海人皇子との唱和の歌を解する上に、まず五月の遊観のこういった雰囲気を知つておかねばならぬ。民衆のあいだで春の野遊びが男女の恋愛を解放するものであつたのはよく知ら

れているが、薬獣は形は大陸移入でも、貴族階級の唯一の野外行楽の行事として、やはり一種解放的な気分をさそるものであつたであろうことは疑いなく、したがつて二人の唱和がこういう場面でかわされたというのは偶然でなかつたと思ふ。<sup>注4</sup>

西郷氏も言われるように、題詞、左注の「遊獣」「縦獣」は、た

しかにこの贈答歌を解く鍵であると思う。

ハイシングガによれば、「狩獣即遊戯」である。

遊戯とはあるはつきり定められた時間、空間の範囲内で行なわれる自発的な行為、もしくは活動である。それは自発的に受け入れられた規則に従つてゐる。その規則は一旦受け入れられた以上は絶対的拘束力を持つてゐる。遊戯の目的は行為そのものの中にある。それは、緊張と歎びの感情を伴い、またこれは△日常生活△とは△別のものだ△という意識に裏づけられてゐる。(『ホモ・ルーデンス』第二章)

ハイシングガの「遊戯」の概念を、この贈答歌に適用してみると、

あのように危険で、きわどい歌が、白昼、堂々と歌われたことも理解し得るであろう。この贈答は五月五日という「定められた時間」に、蒲生野という「定められた空間」の中で行われた行為であり、「△日常生活△とは△別のものだ△という意識に裏づけられている」のである。

日常生活とは別の世界、即ち、非日常の場においてのみ、こうした行為が許された。「遊獣」というシチュエーションの中にあって、はじめて、こうした贈答歌も可能だつたと言えるのではないだらうか。

したがつてこの贈答歌は、宴の席であると否とに拘わらず、遊獣

という非日常の場で、実際に額田王と大海人皇子によって交換されただと考えられる。それが許されるシチュエーションの呈示こそ、額田王、大海人皇子という作者名を明記した題詞であり、左注であったと思われる所以である。

(1) 「万葉集挽歌に於ける敬避性」(『国語と国文学』S 15・10)

(2) 「時代別国語大辞典上代編」  
(3) 池田弥三郎・山本健吉氏「万葉古歌」当該歌項。伊藤博氏「遊宴の花」(『万葉集の歌人と作品上』)森朝男氏「△遊△——万葉和歌生成の場と機構」(『国語通信』S 58・3)。同氏「特集・万葉集の世界へ額田王△」(『短歌』S 61・12)

(4) 「万葉私記」十額田王(II)